

(仮称) 胎内第二風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見書

1 総括的事項

- (1) 対象事業実施区域内及びその周囲には、数多くの住居等や自然環境の保全上重要な桃崎浜自然環境保全地域、桃崎浜の砂丘植生、乙鳥獣保護区及び保安林が存在しており、生活環境や自然環境への影響が懸念される。本方法書においては、風力発電設備の配置や規模、工事計画など事業計画の詳細が明らかになっていないことから、これらを確定させた上で、必要に応じて環境影響評価項目を追加し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、事業計画の確定に至った検討経緯を環境影響評価準備書に記載すること。
- (2) 対象事業実施区域の周囲においては、他事業者による既設の風力発電所が存在することから、他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 環境影響評価準備書の作成に当たっては、用語の補足、図表の使用及び説明の記載、詳細な地図の使用等により、閲覧者に対し理解しやすいものとなるよう配慮するとともに、対象事業実施区域内及びその周囲の地域住民等の理解が得られるよう、必要な環境影響に関する情報提供と十分な説明に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気質について

建設機械の稼働による窒素酸化物について、調査地点が事務所敷地内に設定されており、測定の際、車からの排気ガスの影響を受けるおそれがあることから、大気の採取口の向きやデータ解析時の異常値などに留意し、異常値が検出された場合は除外するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 騒音について

対象事業実施区域内及びその周囲には、数多くの住居が存在しており、施設の稼働による騒音について地域住民への影響が懸念されることから、国内外の最新の知見や専門家等の助言を踏まえるなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 風車の影について

対象事業実施区域内及びその周囲には、数多くの住居が存在しており、施設の稼働による風車の影について地域住民への影響が懸念されることから、国内外の最新の知見や専門家等の助言を踏まえるなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 動植物、生態系について

- ア 対象事業実施区域及びその周辺地域の一部は、乙鳥獣保護区に指定され、オオタカやハヤブサなどをはじめ貴重な鳥類が生息するとともに、鳥類の移動経路となっている地域であり、また、新潟地方では渡りの時期に沿岸をヒヨドリやカモメ類が群れで通過することが知られていることから、事業の実施によるバードストライクや鳥類の生息環境への影響が懸念される。生息する鳥類の実態を把握するため、夜間に渡る鳥類の飛翔状況調査を行うとともに、既設の風力発電所の稼働や下越地区の類似環境で得られた情報及び専門家等の助言等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- イ 生息する昆虫類の実態を把握するため、種によって異なる成虫出現時期や海浜植生の開花時期、調査地点に留意し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- ウ 昆虫類の重要な種としてリストアップされるアラメエンマコガネは、海岸砂地の植生付近で見つかっており、調査対象地域でも生息の可能性があることから、典型性の注目種として選定するタヌキの生態の調査過程において糞に集まる昆虫類を採集するなど、本種の生息の確認に留意し調査すること。
- エ 施設の稼働に伴うコウモリ類への影響について、国内外の最新の知見や専門家等の助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- オ 本方法書において記載されている調査地点について、現地の状況等を踏まえ適宜設定するとあることから、生息する動物又は生育する植物の実態を把握できるよう適切な地点を設定し、調査を行うこと。

(5) 景観について

- ア 対象事業実施区域内及びその周囲には、数多くの住居が存在しており、施設の存在による住居に迫る圧迫感や日常的な生活環境の場からの景観について、地域住民への影響が懸念されることから、国内外の最新の知見や専門家等の助言を踏まえるなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- イ 風力発電所が海岸の景観を大きく改変することが想定されるため、既設の風力発電所の景観との整合性や、一定のラインに沿って等間隔に配置することも含め複数の風力発電設備の配置案を提示し、適切に調査、予測及び評価すること。

3 その他

対象事業実施区域は、自然海浜の後退・回復による地形変化が大きい地域であるため、海浜の自然作用に影響しない風力発電設備の配置等を検討すること。